

学校給食地産地消推進事業補助金交付要綱

令和3年3月17日

要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食への地元産の安全安心な農産物の供給及び安定的な農業経営への展開を支援することで、地産地消の推進を図ることを目的に、学校給食に地場農産物を出荷する者に対して、学校給食地産地消推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、猪名川町内で農産物の生産振興に取り組み、学校給食に地場農産物を出荷する農業者又は農業者団体とする。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助対象事業は、別表に定める品目の農産物を猪名川町内の農地で生産し、かつ、学校給食用の食材として供給した農産物を対象とし、品目ごとに過去3年間の精算価格の高値月の平均単価を基準価格として、当該補助対象年度の精算価格が基準価格より低下した場合の差額を予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農産物を学校給食に供給した学期ごとに、学校給食地産地消推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼報告書」という。）に次の各号に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 納品伝票の写し又はこれに代わるもの
- (2) 納品額の確認ができるもの
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定兼交付額の確定)

第5条 町長は、前条の申請書兼報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認める場合は、交付額を確定し、学校給食地産地消推進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条の通知を受けたときは、学校給食地産地消推進事業補助金請求書(様式第3号)により、補助金を請求することができる。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の取り消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和3年3月17日要綱第19号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日要綱第30号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

助成対象品目	キャベツ、キュウリ、ニンジン、ジャガイモ、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ハクサイ、ピーマン
--------	---